

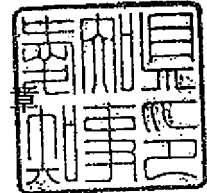
28水地環第100号

平成28年7月27日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀



県民の生活環境の保全等に関する条例第39条第3項に定める  
土壌汚染等対策基準の見直しについて（諮問）

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）第39条第5項において準用する第6条第3項の規定に基づき、条例第39条第3項の規則で定める基準の一部を別紙案のとおり見直すことについて貴審議会の意見を求めます。

担当 環境部水地盤環境課  
規制・土壌グループ  
電話 052-954-6225（ダイヤルイン）

## 説 明

平成28年3月24日付けで土壤汚染対策法施行令（平成28年政令第74号。以下「法施行令」という。）の一部が、平成28年3月29日付けで土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「法施行規則」という。）の一部が改正されたことに伴い、クロロエチレンに係る土壤溶出量基準、地下水基準等が追加され、平成29年4月1日に施行されます。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例第39条第3項の規則で定める基準（以下「土壤汚染等対策基準」という。）は、土壤汚染対策法に規定する「土壤溶出量基準」及び「地下水基準」等と同じ項目、同じ値となっています。

こうしたことから、法施行令及び法施行規則の一部改正に伴い土壤汚染等対策基準のうちクロロエチレンの基準を別紙案のとおり追加することについて、貴審議会の意見を求めるものです。

別紙

土壤汚染等対策基準の一部改正（案）

別表第 16 土壤溶出量基準（第 36 条、第 37 条関係）

特定有害物質の名称	土壤溶出量基準
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。

別表第 18 地下水基準（第 37 条関係）

特定有害物質の名称	地下水基準
クロロエチレン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。

平成 28 年 8 月 12 日

愛知県環境審議会

地盤環境部会長 大東 憲二 様

愛知県環境審議会

会長 青木



諮問事項の付託について（通知）

平成 28 年 7 月 27 日付け 28 水地環第 100 号で知事から諮問のありました下記事項について、貴部会に付託しますので、専門的立場からの調査審議をお願いします。

記

県民の生活環境の保全等に関する条例第 39 条第 3 項に定める土壌汚染等  
対策基準の見直しについて

担 当 愛知県環境審議会事務局  
（愛知県環境部環境政策課  
法規・融資・補償グループ）  
電 話 052-954-6209（ダイヤルイン）